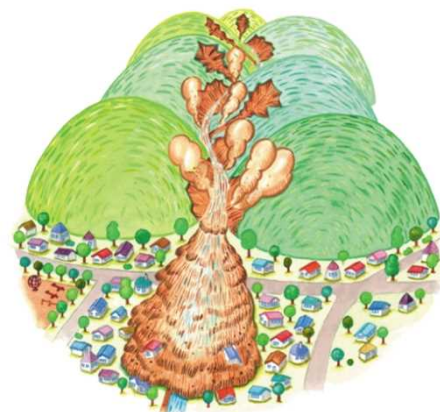




1. 砂防工事とは

山から発生する土石流から人家、公共施設等を守るため、実施する工事です。

土石流とは、豪雨や長雨などによって谷や山の斜面に貯まった多量の土砂・岩、木などが一気に流下する現象です。上流で土石流が起こっても、砂防堰堤が壁となって被害を食い止めます。

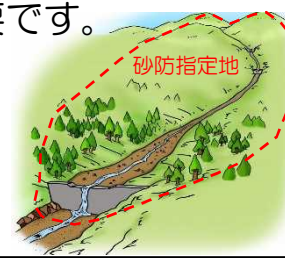


2. 「砂防指定地」の指定と「土砂災害警戒区域」の指定

砂防事業を実施するためには、まず「砂防指定地」の指定が必要です。

【指定が必要な区域】

- ①砂防設備（堰堤、堆砂敷など）が設置される土地
- ②土砂の生産、流送、堆積が顕著となるおそれがあるなど、行為の禁止・制限をすべき土地



なお、指定されると区域内の木竹の伐採・除根の採取、土地の掘削・盛土、建築物・工作物の新築・改築・除却、土砂の採取・投棄などの行為は、県知事の許可が必要になります。

また、砂防事業を行う箇所では警戒避難体制(土砂災害の危険性・避難場所・避難経路の周知、避難情報の伝達など)を整備する必要があることから、「土砂災害警戒区域（土石流）」が指定されていないときは、新たに指定します。

※「砂防指定地」「土砂災害警戒区域」では、宅地建物取引業者は宅地建物の売買等にあたり、区域内である旨について重要事項説明を行うことが義務づけられています。

3. 砂防事業が実施できる場所

- ・土砂災害警戒区域内に公共施設（学校、病院、鉄道、道路）、避難場所、または集落（人家50戸以上）等のいずれかがあること

【砂防事業が実施できない場合】

- ・土石流の発生のおそれのない箇所における水路等の設置、改修

4. 砂防事業の特徴

砂防事業は、砂防設備敷の用地買収を行います。

工事の実施にあたっては、工事用道路の設置、掘削残土の搬出、コンクリートの打設などで工事用車両の出入りが増え、騒音・振動が発生します。

住民の皆様の協力が必要となります。

工事着手にあたり、砂防指定地の指定の同意、砂防工事の着手の同意、設備敷の用地売買契約の締結等が必要になります。



砂防事業について

1. 代表的な対策・施工事例

① 不透過型 堰堤



② 透過型 堰堤

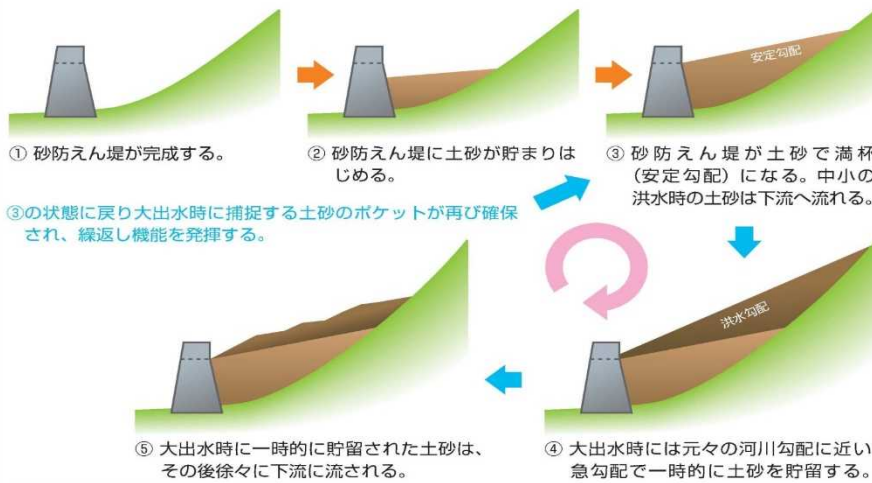


③ 部分透過型 堰堤



不透過型えん堤では、満杯になった後も繰り返し機能を発揮します

土砂が満杯になった後も大出水時には一時的に土砂を貯めることができます。(③→④) その後自然に土砂が流下することで繰り返し機能を発揮します。(⑤→③)



ときどき、山の近くで見かけるダムね。



見事に土砂が止まっているね。土砂だけでなく、流木も捕捉できるんだね。



2. 効果事例

被災前[H25年8月竣工]



被災後[H30年7月]



被災後[H30年7月]



土石流を捕捉 (宍粟市)

被災後[H26年8月17日]



土石流を捕捉 (市島町)